

目 次

保健事業実施規則の一部を改正する規則について .....	1
長野県市町村職員共済組合貯金規則の廃止について .....	2
遺族共済年金補完事業事務委託のための有限会社の設立に ついて .....	2
平成 1 4 年度第二次変更事業計画及び予算について .....	3
平成 1 5 年度における任意継続掛金の算定の標準となる額 について .....	3

公告第 2 号

保健事業実施規則の一部を改正する規則について

保健事業実施規則の一部を次のように改正することについては、平成 1 5 年 2 月 2 8 日招集の第 1 2 1 回組合会において議決されたので公告する。

平成 1 5 年 3 月 3 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 矢 崎 和 広

保健事業実施規則の一部を改正する規則

保健事業実施規則（平成 7 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 3 号を削り、同条第 4 号を同条第 3 号とし、同条第 5 号を削り、同条第 6 号を同条第 4 号とする。

附 則

この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

公告第3号

長野県市町村職員共済組合貯金規則を廃止する規則について

長野県市町村職員共済組合貯金規則を廃止する規則については、平成15年2月28日招集の第121回組合会において議決されたので公告する。

平成15年3月3日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 矢崎和広

長野県市町村職員共済組合貯金規則を廃止する規則

長野県市町村職員共済組合貯金規則（平成3年規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成15年10月2日から施行する。

公告第4号

遺族共済年金補完事業事務委託のための有限会社の設立について

遺族共済年金補完事業の事務の一部を委託するための有限会社の設立については、次のとおり平成15年2月28日招集の第121回組合会において議決されたので公告する。

平成15年3月3日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 矢崎和広

- |   |       |                      |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 商 号   | 有限会社シーティービー長野        |
| 2 | 設立年月日 | 平成15年4月1日            |
| 3 | 所在地   | 長野県長野市大字中御所字岡田30番地20 |

公告第5号

平成14年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成14年度変更事業計画及び予算については、平成15年2月28日招集の第121回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成15年3月3日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 矢崎和広

公告第6号

平成15年度における任意継続掛金の算定の標準となる額について

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第48条第3項第2号に規定する平成15年1月1日における本組合の法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となった給料の合計額を本組合員の総数で除して得た額は、325,000円である。

平成15年3月3日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 矢崎和広